No.272

2016 7

KAWASAKI

川崎南法人会だより

第４回　通常総会…２
税制アンケート集計結果…５
「ストレスチェック」実施助成金…８
コラム…10
税のＱ＆Ａ…11
健康クリニック…12
消防署からのお知らせ…13
ぶらり地元散策…14
法人会の活動報告…16
防衛省からのお知らせ…18
新入会員のご紹介・主要行事予定…19

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会　検索

http://www.km-hojinkai.or.jp

表紙デザイン：川崎総合科学高等学校
写真：川崎市役所

発行所/公益社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前町８-15（パールビル３F）
http://www.km-hojinkai.or.jp
Eメール info@km-hojinkai.or.jp
TEL：044-233-4852･8904
FAX：044-245-0023

第4回 通常総会開催

梶川 修司　会長

6月13日（月）公益社団法人川崎南法人会第4回通常総会が川崎日航ホテルにて開催されました。

阿部副会長の開会の挨拶で始まり、梶川修司会長を議長として、石川弘行副会長より決議事項として「平成27年度収支決算報告（含監査報告）承認の件」「定款一部変更並びに会費規程の一部変更の件」が報告され、続いて報告事項として①「平成27年度事業報告」②「平成28年度事業計画」③「平成28年度収支予算」が報告され、満場一致で原案どおり可決承認された。

次に平成27年度会員増強の表彰に移り、会員増強にご尽力された方々と受託保険会社に対して、会長から感謝状と記念品が贈呈された。

来賓の挨拶としては、川崎南税務署の白井純夫署長の祝辞、神奈川県川崎県税事務所の益子篤所長、東京地方税理士会川崎南支部の藤井聡一支部長からご挨拶をいただきました。

総会前の第1部講演会は講師にフジテレビ上席解説委員の平井文夫氏を迎えて「日本の抱える課題と政権の行方」と題して講演を行いました。

講演会講師　平井 文夫 氏

会員増強に伴う感謝状の贈呈

個人の部　（順不同）

【金　賞】

株式会社 一心屋	島﨑ハル子 様
株式会社 川崎保険センター	小林　剛一 様

【銀　賞】

サツマ工業 株式会社	梶川　修司 様
菊三建設 株式会社	中村　光一 様
有限会社 廣ホーム	岸本　廣子 様

【銅　賞】

杉山産業 株式会社	杉山　　新 様
第一ハウジング 株式会社	加藤　　豊 様
相澤工機 株式会社	相澤　三郎 様

【努力賞】

神奈川特殊車輌 株式会社	森川友生男 様
有限会社 太陸	小髙　茂子 様
株式会社 東恩納工業	東恩納伶莉 様
株式会社 青工社	中村　幸信 様
A・M自動車工業 株式会社	青木　一孝 様
株式会社 浅田製作所	坂本　竜麻 様
株式会社 だるま保険企画	斎藤　賢一 様
株式会社 シティアクセス川崎	山中　章弘 様
有限会社 佐久間商事	佐久間喜久子 様
有限会社 大仁	伊藤　建仁 様

団体の部

【金　賞】

東第3支部 支部長	高木　清隆 様

【銅　賞】

幸第1支部 支部長	加藤　　豊 様
幸第3支部 支部長	井口　年英 様

【特別賞】

女性部会 部会長	島﨑ハル子 様

受託保険会社感謝状

大同生命保険 株式会社　川崎南営業所 様
AIU損害保険株式会社　首都圏地域事業本部 様
アメリカンファミリー生命保険会社　横浜総合支社 様

平成28年度事業計画書

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

Ⅰ　基本方針

（公益事業の推進）

（１）税知識の普及をはじめとする健全な納税者団体としての公益事業を積極的に推進するとともに、地域企業の発展・地域社会への貢献を高め、会員企業の緊密な交流を通じ、もって公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

（税務行政への協力）

（２）税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

（租税負担の合理化）

（３）中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

（経理知識の普及）

（４）企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、当会は経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに適正な申告の普及と指導に努める。

Ⅱ　重点事項

１　組織関係

（１）本部・支部・部会役員が一丸となり、会員増強運動を推進し、組織の拡大強化を図り目標達成に努める。

（２）支部機能と部会活動の強化をはかることにより、法人会事業への積極的参加を図る。

２　事業関係

（１）税制・税務会計並びに経理に関する研修会、講習会を開催する。

（２）税務・法律などの無料相談をはじめ、企業経営に役立つ税務・経営・労務・経済等の講演会、セミナー等を開催する。併せて、会員の多様化するニーズに応えるため文化的活動等も行い、共益事業の充実を図る。

（３）公益法人として地域社会に貢献するため、公益事業を行うほか、地域が実施する事業へ協賛・参加する。

３　福利厚生関係

（１）企業及び経営者のリスクを守るため、様々なテーマで会員向け事業を展開し、経営者大型保障制度の普及推進を図る。

（２）会員企業の経営者・従業員のための生活習慣病の検診を実施する。

４　広報活動関係

（１）機関誌を通じ、会員との連携を一層密にし、事業参加の意識を高めるとともに、公益法人として積極的な広報に努める。

（２）「ｅ－Ｔａｘ」の普及促進に資するため、積極的に研修会等を開催し、役員企業をはじめ会員の利用率向上を図る。

（３）租税教育については、次代を担う小・中学校等の児童・生徒に国や地方公共団体の財政を支える「税」についての関心を高め、その意義・役割について理解を深めてもらうとともに、積極的な実施に努める。

Ⅲ　主要事業計画

１　税知識の普及を目的とする事業（公益１－１）

（１）新設法人説明会
（２）決算法人説明会
（３）租税教室
（４）法人税申告書の見方・書き方研修会
（５）女性部会税務研修会
（６）源泉部会税務研修会
（７）支部税務研修会

２　納税意識の高揚を目的とする事業（公益１－２）

（１）税の絵はがきコンクール
（２）納税表彰式
（３）「税を考える週間」広報活動
（４）川崎市民祭り租税教育活動
（５）税に関する作文の表彰
（６）機関誌による税情報の発信
（７）幸区民祭り租税教育活動

３　税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公益１－３）

（１）法人会全国大会
（２）公益財団法人会全国法人会総連合税制セミナー
（３）一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会
（４）三者会議
（５）全国青年の集い
（６）全国女性フォーラム

４　地域企業の健全な発展に資する事業（公益　２）

（１）実務経理セミナー
（２）初級簿記講習会
（３）パソコン講習会
（４）研修会セミナー
（５）インターネットセミナー
（６）青年経営者のための実務セミナー
（７）無料税務・法律相談

５　地域社会への貢献を目的とする事業（公益　３）

（１）県連森林再生事業
（２）米海軍第七艦隊音楽隊コンサート
（３）健康セミナー
（４）救急救命講習会

６　会員の交流及び福利厚生に資するための事業（共益）

（１）新年賀詞交歓会
（２）支部ゴルフ大会
（３）本部・支部施設見学会
（４）部会施設見学会
（５）支部企業交流会
（６）部会企業交流会
（７）理事・委員会・委員
（８）会員増強事業
（９）支部報告会
（10）経営者大型保障制度の普及推進
（11）ビジネスガードの普及推進（旧経営者保全プラン）
（12）がん保険制度の普及推進
（13）貸倒保険制度の普及推進
（14）成人病診断事業
（15）総合火災共済
（16）福利厚生共済
（17）自動車共済

平成28年度 正味財産増減計算予算書

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

（単位：円）

科　　目	本年度予算	前年度予算	増減
Ⅰ．一般正味財産増減の部			
ⅰ．経常増減の部			
(ⅰ)経常収益			
1．特定資産運用益	**30,000**	**15,000**	
(1)特定資産受取利息	30,000	15,000	
2．受取会費	**27,700,000**	**28,400,000**	△ 700,000
(1)正会員受取会費	26,800,000	27,500,000	△ 700,000
(2)賛助会員受取会費	900,000	900,000	－
3．事業収益	**5,306,500**	**4,588,200**	
(1)研修会事業収益	578,000	424,200	
(2)成人病検診事業収益	400,000		
(3)共済保険代理事業収益	1,100,000	1,480,000	
(4)会員親睦事業収益	3,228,500	2,684,000	
4．受取補助金	**16,941,300**	**15,798,700**	
(1)全法連補助金			－
(2)都道府県補助金	1,650,000	1,150,000	
(3)全法連助成金振替額	15,291,300	14,648,700	642,600
5．受取負担金	**47,000**	**40,000**	
(1)青年部会負担金	47,000	40,000	
6．雑収益	**841,000**	**1,051,000**	
(1)受取利息	1,000	1,000	
(2)広告料収益	355,000	450,000	
(3)雑収益	485,000	600,000	
経常収益計	**50,865,800**	**49,892,900**	**972,900**
(ⅱ)経常費用			
1．公益目的事業	**31,687,897**	**31,256,014**	**431,883**
①税関連を目的とする事業	**21,349,835**	**21,050,994**	**298,841**
給料手当	8,395,750	8,265,000	
退職給付費用	336,303	228,000	
福利厚生費	1,206,150	1,235,000	
旅費交通費	1,128,400	922,100	
通信運搬費	582,150	579,086	
減価償却費	67,772	58,774	
消耗什器備品費	47,300	95,200	
消耗品費	910,457	1,044,574	
修繕費	94,600	119,000	
印刷製本費	2,504,090	2,675,872	
光熱水料費	108,790	109,480	
賃借料	902,831	902,831	
事務所管理費	219,600	219,600	
会場費	345,000	305,800	
保険料	80,958	81,932	
諸謝金	1,155,780	1,105,780	
租税公課	1,419	1,428	
会議費	97,200	94,750	
委託費	1,959,600	1,877,950	
事務委託費	189,200	214,200	
支払負担金	427,600	374,000	
広告宣伝費	30,745	60,287	
新聞図書費	56,760	23,800	
リース料	283,800	261,800	
支払手数料	189,200	166,250	
雑費	28,380	28,500	
②地域企業の健全な発展に資する事業	**5,896,307**	**5,804,071**	92,236
給料手当	2,165,500	2,105,400	
退職給付費用	86,742	58,080	
福利厚生費	311,100	314,600	
旅費交通費	87,800	90,700	
通信運搬費	67,100	66,550	
減価償却費	17,480	14,817	
消耗什器備品費	12,200	24,000	
消耗品費	164,000	168,000	
修繕費	24,400	30,000	
印刷製本費	43,260	63,500	
光熱水料費	28,060	27,600	
賃借料	203,507	203,507	
事務所管理費	49,500	49,500	
会場費	193,400	228,000	
保険料	20,802	20,590	
諸謝金	1,992,400	1,986,900	
租税公課	366	360	
会議費	－	5,000	
委託費	228,000	156,000	
事務委託費	48,800	54,000	
支払負担金	－	－	
広告宣伝費	7,930	15,357	
新聞図書費	14,640	6,000	
リース料	73,200	66,000	
支払手数料	48,800	42,350	
雑費	7,320	7,260	
③地域社会への貢献を目的とする事業	**4,441,755**	**4,400,949**	40,806
給料手当	1,881,500	1,827,000	
退職給付費用	75,366	50,400	
福利厚生費	270,300	273,000	
旅費交通費	168,100	165,300	
通信運搬費	118,300	127,750	
減価償却費	15,188	12,965	
消耗什器備品費	10,600	21,000	
消耗品費	221,400	190,400	
修繕費	21,200	26,250	
印刷製本費	204,980	222,500	
光熱水料費	24,380	24,150	
賃借料	203,507	203,507	
事務所管理費	49,500	49,500	
会場費	256,700	246,900	
保険料	18,146	18,085	
諸謝金	438,000	434,000	
租税公課	318	315	
会議費	100,000	144,000	
委託費	186,900	194,300	
事務委託費	42,400	47,250	
支払負担金	－	－	
広告宣伝費	6,890	13,327	
新聞図書費	12,720	5,250	
リース料	63,600	57,750	
支払手数料	42,400	36,750	
雑費	9,360	9,300	
2．収益事業等	**11,399,352**	**10,998,335**	401,017
④会員の交流に資するための事業	**11,399,352**	**10,998,335**	401,017
給料手当	2,964,250	2,905,800	
退職給付費用	118,737	80,160	
福利厚生費	425,850	434,200	
旅費交通費	137,700	132,700	
通信運搬費	196,350	243,850	
減価償却費	23,928	20,620	
消耗什器備品費	16,700	33,400	
消耗品費	565,400	577,700	
修繕費	33,400	41,750	
印刷製本費	69,110	109,400	
光熱水料費	38,410	38,410	
賃借料	270,109	270,109	
事務所管理費	65,700	65,700	
会場費	224,040	266,300	
保険料	28,452	28,619	
諸謝金	27,000	26,000	
租税公課	501	501	
会議費	3,395,000	3,161,370	
委託費	2,324,000	2,110,730	
事務委託費	66,800	75,150	
支払負担金	200,000	186,000	
広告宣伝費	10,855	21,196	
新聞図書費	20,040	8,350	
リース料	100,200	91,850	
支払手数料	66,800	58,450	
雑費	10,020	10,020	
3．管理費	**7,638,271**	**7,526,072**	112,199
給料手当	2,343,000	2,296,800	
退職給付費用	93,852	63,360	
福利厚生費	336,600	343,200	
旅費交通費	111,400	114,400	
通信運搬費	383,600	383,600	
減価償却費	18,911	16,299	
消耗什器備品費	13,200	26,400	
消耗品費	87,500	100,700	
修繕費	26,400	33,000	
印刷製本費	191,560	214,000	
光熱水料費	30,360	30,360	
賃借料	270,110	270,110	
事務所管理費	65,700	65,700	
会場費	370,000	370,000	
保険料	22,642	22,774	
諸謝金	300,000	300,000	
租税公課	396	396	
会議費	1,199,500	1,249,500	
委託費	－	－	
事務委託費	52,800	59,400	
支払負担金	338,000	350,000	
渉外慶弔費	350,000	400,000	
諸会費	350,000	450,000	
広告宣伝費	8,580	16,753	
新聞図書費	15,840	6,600	
リース料	79,200	72,600	
支払手数料	571,200	262,200	
雑費	7,920	7,920	
経常費用計	**50,725,520**	**49,780,421**	**945,099**
評価損益等調整前当期経常増減額	140,280	112,479	
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計	－	－	
当期経常増減額	**140,280**	**112,479**	
ⅱ．経常外増減の部			
(ⅰ)経常外収益			
経常外収益計	**－**	**－**	
(ⅱ)経常外費用			
（法人税及び住民税）	－	70,000	
経常外費用計	**－**	**70,000**	
当期経常外増減額	**－**	**△ 70,000**	
他会計振替額			
税引前当期一般正味財産増減額	**140,280**	**42,479**	**97,801**
法人税、住民税及び事業税	70,000		70,000
法人税等調整額	－		－
当期一般正味財産増減額	**70,280**	**42,479**	**27,801**
Ⅱ　指定正味財産の部			
受取補助金等	15,291,300	14,648,700	642,600
全法連助成金	15,291,300	14,648,700	642,600
一般正味財産への振替額	△ 15,291,300	△ 14,648,700	△ 642,600
一般正味財産への振替額	△ 15,291,300	△ 14,648,700	△ 642,600
当期指定正味財産増減額	－		
指定正味財産期首残高	－		
指定正味財産期末残高	－	－	
Ⅲ　正味財産期末残高	**87,381,956**	**85,812,759**	**1,569,197**

平成29年度
税制改正に関するアンケート集計結果

期　　間：平成28年３月９日～５月20日　　回答総数：11,189件

【分　類】

■会員区分

	税制委員	役員（税制委員を除く）	一般会員	合　計
回答数	1,943	5,373	3,449	10,765
構成比	18.1%	49.9%	32.0%	100%

■主たる業種

	製造業	建設・土木・不動産	卸売・小売・飲食	サービス	その他	合　計
回答数	2,290	2,827	2,444	2,096	1,201	10,858
構成比	21.1%	26.0%	22.5%	19.3%	11.1%	100%

■資本金

	１千万円以下	１千万円超～５千万円以下	５千万円超～１億円以下	１億円超～３億円以下	３億円超～５億円以下	５億円超	合　計
回答数	4,978	4,488	847	164	96	276	10,849
構成比	45.9%	41.4%	7.8%	1.5%	0.9%	2.5%	100%

■従業員数

	4人以下	5～19人	20～99人	100～299人	300人以上	合　計
回答数	2,187	3,988	3,340	896	491	10,902
構成比	20.1%	36.6%	30.6%	8.2%	4.5%	100%

■前事業年度の申告状況

	黒字申告	赤字申告	回答保留・その他	合　計
回答数	7,697	2,289	879	10,865
構成比	70.8%	21.1%	8.1%	100%

問１　法人税／法人実効税率

平成28年度改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、昨年度の法人税改革に引き続き、法人実効税率（現行32.11％）が平成28年度は29.97％（▲2.14％）、30年度は29.74％（▲2.37％）に引き下げられます（資本金１億円超の企業の場合の計算）。法人会では法人実効税率20％台の早期実現を求めておりましたが、今般の改正で実現します。今後の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

① 法人実効税率のさらなる引き下げを求める
② 法人実効税率のさらなる引き下げは当面必要ない
③ わからない
④ その他

	①	②	③	④	合　計
回答数	6,736	2,996	1,212	185	11,129
占　率	60.5%	26.9%	10.9%	1.7%	100.0%

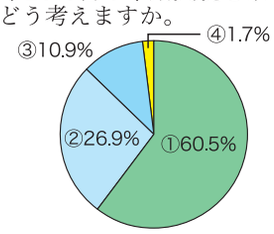

問２　法人税／中小法人課税

資本金１億円以下の中小法人の中には、多額の所得があり担税力や財務状況が脆弱とは認められない法人があります。与党税制調査会では、このような法人が中小法人向けの優遇税制を適用していることへの妥当性について検討することとしています。
現在、法人の規模や活動実態等を適格に表すため、「資本金」と「資本金以外の別の指標（例：従業員数、業種、売上金額等）」を組み合わせて判断することも考えられていますが、中小法人課税の適用範囲を見直すことについてどのように考えますか。

① 現行どおり「資本金１億円以下」を基準とすべきである
②「資本金」で判断するが、「１億円」の基準を引き下げるべきである
③「資本金」と「資本金以外の別の指標（例：従業員数、業種、売上金額等）」を組み合わせて判断すべきである
④ わからない
⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合　計
回答数	3,274	1,233	5,639	906	82	11,134
占　率	29.4%	11.1%	50.7%	8.1%	0.7%	100.0%

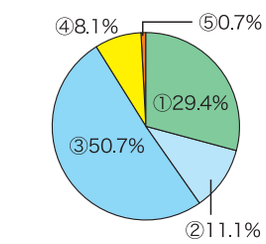

問３　法人関係／地方創生

平成28年度改正では、地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して企業が寄附を行う場合、現行の損金算入措置（約３割の負担軽減）に加えて、法人事業税・法人住民税及び法人税が軽減される税額控除（企業版ふるさと納税）が創設されます。あなたの会社では、「企業版ふるさと納税」についてどう対応しますか。

① 寄附をする予定である
② 寄附をするか検討したい
③ 寄附はしない予定である
④ わからない
⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合　計
回答数	379	3,911	4,043	2,602	195	11,130
占　率	3.4%	35.1%	36.3%	23.4%	1.8%	100.0%

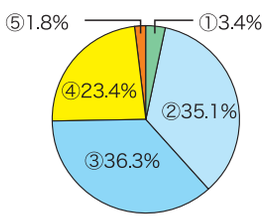

問 4 法人関係／償却資産税

平成28年度改正では、中小企業者等が一定の機械及び装置（取得価額が160万円以上）を取得した場合、固定資産税（償却資産税）の課税標準を最初の３年間は価格の２分の１に軽減する措置が創設されます。地域の中小企業による設備投資の促進を図ることを目的としていますが、あなたの会社では、本制度についてどう対応しますか。

① 本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資をする予定である
② 本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資を検討したい
③ 設備投資はしない予定である
④ わからない
⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合　計
回答数	945	3,984	4,230	1,405	574	11,138
占　率	8.5%	35.8%	38.0%	12.6%	5.1%	100.0%

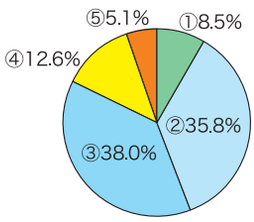

問 5 消費税／軽減税率制度

消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年４月から軽減税率制度が導入されることとなりました。軽減税率は８％で、対象品目は「酒類及び外食を除く飲食料品」及び定期購読契約が締結された週２回以上発行される「新聞」となっています。事業者の立場から、軽減税率制度が導入されることについてどのように考えますか。

① 導入は望ましい
② 導入はやむを得ない
③ 導入は望ましくない
④ わからない
⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合　計
回答数	2,237	3,348	4,750	595	201	11,131
占　率	20.1%	30.1%	42.7%	5.3%	1.8%	100.0%

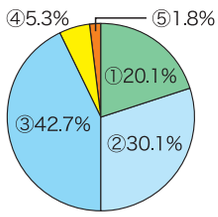

問 6 消費税／軽減税率制度

軽減税率が導入されるに際し、事業者の立場で懸念される点を、以下より選んで（複数可）ください。

① レジスターなど新たな設備投資
② ソフトウェアの変更や新規購入
③ 事務負担の増加による人件費の負担増
④ 軽減税率についての社員教育
⑤ 繁雑な経理処理
⑥ 適正な価格表示
⑦ 特に問題はない
⑧ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合　計
回答数	2,761	5,157	3,681	2,761	6,820	2,403	1,990	372	11,189
占　率	24.7%	46.1%	32.9%	24.7%	61.0%	21.5%	17.8%	3.3%	－

※回答率は、回答数を集計枚数（11,189枚）で除した数字である。

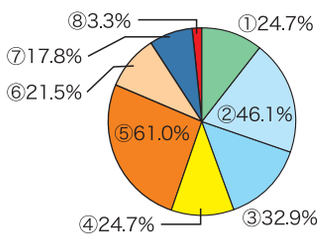

問 7 消費税／価格転嫁

平成29年４月より消費税率が10％に引き上げられます（軽減税率適用対象品目は８％）が、あなたの会社の価格転嫁の見込みについてお伺いします。

① 全額転嫁できる
② 大部分は転嫁できる
③ 半額程度は転嫁できる
④ 一部しか転嫁できない
⑤ 全く転嫁できない
⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合　計
回答数	4,299	3,690	664	1,081	791	553	11,078
占　率	38.8%	33.3%	6.0%	9.8%	7.1%	5.0%	100.0%

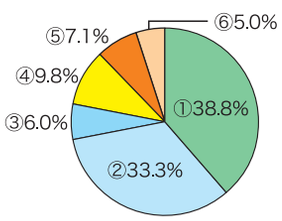

問 8 事業承継税制／事業承継①

あなたの会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか、お聞きかせください。

① 子に事業承継する
② 子以外の親族に事業承継する
③ 親族外に事業承継する
④ 事業を売却する
⑤ 事業承継はせず廃業する
⑥ まだ考えていない
⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合　計
回答数	5,039	603	1,028	220	567	2,625	973	11,055
占　率	45.6%	5.5%	9.3%	2.0%	5.1%	23.7%	8.8%	100.0%

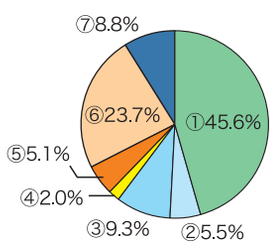

問9 事業承継税制／事業承継②

あなたの会社を事業承継するに当たって、事業承継税制についてどのように考えますか。

① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視すべきである
② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度のさらなる改善を求めるべきである
③ 欧州主要国のように事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求めるべきである
④ わからない
⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合　計
回答数	734	3,235	4,415	2,025	651	11,06
占　率	6.6%	29.3%	39.9%	18.3%	5.9%	100.0%

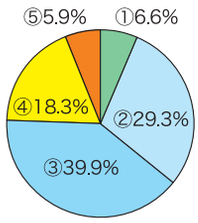

問10 所得税／配偶者控除

政府は、所得税改革のなかで配偶者控除の見直しを議論しています。配偶者控除は、働き方や家族のあり方、社会・経済の構造的な変化を踏まえて多角的な議論が必要とされていますが、現行の配偶者控除についてどのように考えますか。

① 配偶者控除は存続すべきである
② 配偶者控除は廃止を含め、見直すべきである
③ わからない
④ その他

	①	②	③	④	合　計
回答数	7,285	2,847	838	124	11,094
占　率	65.7%	25.7%	7.5%	1.1%	100.0%

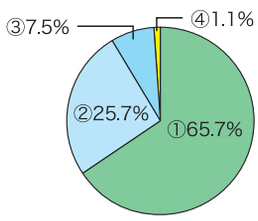

問11 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考えますか。

① 地方の基幹税として課税強化を図るべきである
② 現状程度の負担でよいと思う
③ 負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである
④ わからない
⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合　計
回答数	377	3,838	6,277	496	133	11,121
占　率	3.4%	34.5%	56.4%	4.5%	1.2%	100.0%

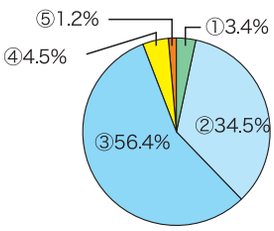

問12 地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より２つ以内で選んでください。

① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
② 地方税財源の充実
③ 道州制の検討など広域行政による効率化
④ さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
⑤ 地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化
⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合　計
回答数	4,727	2,285	1,744	1,108	4,899	4,974	198	11,189
占　率	42.2%	20.4%	15.6%	9.9%	43.8%	44.5%	1.8%	ー

※回答率は、回答数を集計枚数（11,189枚）で除した数字である。

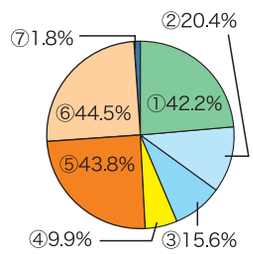

問13 社会保障制度

少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
⑤ わからない
⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合　計
回答数	1,357	4,220	3,839	405	712	502	11,035
占　率	12.3%	38.2%	34.8%	3.7%	6.5%	4.5%	100.0%

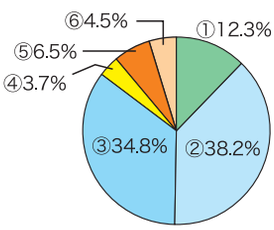

従業員数50人未満の事業場の事業主の方へ

「ストレスチェック」実施促進のための助成金のご案内

従業員数50人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェック※を実施し、また、医師によるストレスチェック後の面接指導など※を実施した場合、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。
従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、
ぜひ、ご活用ください。

※「ストレスチェック」と「面接指導の実施」は、労働安全衛生法第66条の10第１項から第６項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」などのことをいいます。

<助成金を受けるためには>

◆平成27年度助成金との変更点について◆
他の小規模事業場と団体を構成する必要はありません。

助成金の支給申請をする前に、支給要件を満たしているかの確認を受けるため、あらかじめ労働者健康安全機構への届出が必要になります。
助成金の支給には、次の5つの要件を全て満たしていることが必要です。

1．労働保険の適用事業場であること。
2．派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。
3．ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
（登録後3か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること）
4．事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
5．ストレスチェックの実施及び面談等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

<助成対象・助成額>

助成金の支給対象及び助成額は、次のとおりです。
1．ストレスチェック（年１回）を行った場合
１従業員につき**500円**を上限として、その実費額を支給。
2．ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合
１事業場あたり、産業医１回の活動につき**21,500円**を上限として、その実費額を支給。
（支給対象とする産業医活動は、1事業場につき年３回を限度とする。）
【支給対象となる産業医活動の例】
・ストレスチェックの実施について助言すること
・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
・ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
・面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること　など

～この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。～

＜助成金ご利用の流れ＞

①登録の届出（労働者健康安全機構へ）

提出書類：ストレスチェック助成金事業場登録届

添付書類
- 選任した産業医との契約書の写
- 産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類の写
- 事業場の労働保険概算・確定申告書などの写
- ストレスチェックの実施を別機関が行う場合には様式第１-２号及び実施者の要件を備えていることを証明する書類の写
- 事業場あての返信用封筒（通知書返信用）

届出期間：平成28年４月１日から11月30日まで

※ただし、届出期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。

↓

通知書受理後３か月以内に

②ストレスチェックの実施について、産業医からの助言、労使での審議、従業員への説明・情報提供

③ストレスチェックを実施、従業員への結果の通知

④ストレスチェックに係る産業医による面接指導などの実施

↓

⑤助成金支給申請（労働者健康安全機構へ）

提出書類：助成金支給申請書（ストレスチェック実施者と産業医の確認が必要）

添付書類：ストレスチェック実施者と産業医への費用の支払いを証明する書類

申請期間：平成28年４月15日から平成29年１月31日まで

※ただし、申請期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。

➢ お問合せ先　届出・申請先

独立行政法人労働者健康安全機構
産業保健・賃金援護部　産業保健業務指導課
〒212-0013
神奈川県川崎市幸区堀川町580　ソリッドスクエア東館17階
電話番号　044-556-9866
ホームページ
http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx
※各種様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

動き出す「水素社会」／東京五輪で普及加速へ／水陸で燃料電池を活用

産経新聞科学部記者　伊藤　壽一郎

燃やしても、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が発生しない水素は、燃料電池で空気中の酸素と反応して電力を作り出すことができる、最も有望な次世代クリーンエネルギーです。そのため、二酸化炭素の排出量削減で国際社会への貢献を強調したい国と、地球環境への負荷が少ない低炭素都市を目指す東京都は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを舞台に、水素をエネルギーの中心に据える「水素社会」の実証実験を実施。観客輸送や競技施設などの電力供給に水素を積極活用して高い技術力を世界にアピールし、日本の持続的な成長につなげる構想を推進しています。

■電力や熱を供給

メイン会場となる新国立競技場（新宿区）や、中央区晴海に建設する選手村には、燃料電池や水素の燃焼装置を設置して、施設内の照明や冷暖房などに使う電力、温水を供給します。

燃料電池車の普及も強力に推進します。競技会場と都心を結ぶため新たに導入する次世代都市交通システムの一部に採用。さらに導入費用の補助制度などを設けることで、20年までに燃料電池で走る乗用車などを6000台、バスを100台以上に増やすことを目指します。

当然、水素供給のインフラ整備も必要です。「水素ステーション」はまだあまり見かけませんが、20年までに都内35か所に増強。平均的な速度で走行した場合、15分で水素ステーションに到達できるようにします。

観光客の急増で陸上交通の混雑が予想されるため、国土交通省などは、燃料電池で航行する水上バスや屋形船を活用することも検討しています。

■2030年以降に本格化

需要拡大は供給コストの低下につながります。都は20年までに、燃料電池車用に供給する水素の価格を、ハイブリッド車の燃料代と同等以下に引き下げることを目指しています。

ただ、課題もあります。供給する水素は当面、石油や天然ガスなどを高温で水蒸気と反応させるなどして作る方法が主流です。短時間で低コストに大量

生産できますが、製造時に二酸化炭素が生じてしまいます。

また水素ガスは引火しやすいので、窒素と反応させてアンモニアの液体にしてから運ぶなど運搬時の安全性向上も重要。燃料電池の効率向上も必要です。

このため内閣府の作業部会は水素社会実現への工程表を作成し、東京五輪までを普及開始期間と位置付けました。この期間のうちに、二酸化炭素が生じない水素の製造技術などを確立する計画です。その後、20～30年に普及を拡大し、30年以降に本格的な水素社会の実現につなげます。水素に関連する産業の裾野は広いため、経済成長にも大きく貢献しそうです。

■晴海が「水素タウン」に

選手村が整備される東京都中央区の晴海地区は五輪終了後、都が「水素タウン」として再整備する計画です。

同地区には選手や大会役員など計約１万7000人の滞在用に、14～17階建ての住宅約20棟を建設。大会後は50階建ての超高層住宅２棟や商業施設、学校なども加えて、約6000戸の住宅を抱える新しい街が生まれます。

地域内には水素ステーションを設けて燃料電池車の利用を促進。水素を送るパイプラインを張り巡らせ、各建物に備えた燃料電池で発電します。

また、水素から電力と熱エネルギーを生み出すコージェネレーション用の発電・燃焼装置も設置。水素由来の電力や温水を供給する取り組みも行います。世界に先駆けた晴海の水素タウン、誕生が楽しみですね。

筆者紹介

伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）
東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ＩＴまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きもの異変　温暖化の足音」（共著、扶桑社刊）、「新ライバル物語　闘いが生む現代の伝説」（共著、柏書房）などがある。

税のQ&A　債務を一人で負担すると…課税？

税理士・CFP®　越　智　　浩

Q. 遺産に係る基礎控除額以下？

本年春、父甲が亡くなりました。母乙も２年前に亡くなっており、相続人は私Aと妹Bの２人です。

遺産は、父が一人で住んでいた実家の建物1,500万円とその敷地3,000万円（いずれも相続税評価額）、預貯金3,500万円と有価証券1,000万円の合計9,000万円です。ただし、３年前に隣家の土地を買い増しして家を建て替えたばかりなので、父の住宅ローン（私Aが保証人）が4,700万円残っており、また、医療費や公租公課などの未払金の支払いが30万円、葬儀費用等が270万円かかりましたので、債務等の合計も5,000万円あります。

父甲の遺産から債務等を控除した純資産価額は、9,000万円－5,000万円＝4,000万円となり、遺産に係る基礎控除額が3,000万円＋600万円×法定相続人２人＝4,200万円なので、これ以下となりますから、相続税はかからないと考えてよいでしょうか。

遺産分割協議では、私Aが不動産を相続するとともに、個人保証をしています住宅ローンを含めた債務及び葬式費用をすべて負担し、預貯金及び有価証券の合計4,500万円は、妹Bが相続するつもりです。

A. 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの及び被相続人に係る葬式費用のうちその者の負担に属する部分の金額を控除。

以前この項において、日本の相続税は遺産税方式をコーティングした遺産取得税方式であることを説明したが、今回の設例は、まさにその事を示している。

一見、甲の相続について遺産総額が遺産に係る基礎控除額以下のため、相続税はかからないようであるが、各相続人の遺産取得・債務及び葬式費用負担後の各人の課税価格を見てみると、…

相続人Aの課税価格：取得財産の価額4,500万円－債務及び葬式費用負担額5,000万円
＝△500万円　→　0円　とする。
相続人Bの課税価格：取得財産の価額4,500万円－債務等負担額0円＝4,500万円

＊相続または遺贈により財産を取得した者が課税価格に算入すべき金額は、その財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの及び被相続人に係る葬式費用のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

つまり、債務等控除は、あくまでその者の負担に属する部分を控除するため、Aの債務超過額500万円はBから控除することはできない。

となり、A及びBの課税価格の合計額は4,500万円となる。ここから遺産にかかる基礎控除額4,200万円を控除するため、甲の相続について設例のような遺産分割が行われた場合、課税される遺産総額が300万円と計算され、妹Bは相続税を負担することとなる。この設例においては、遺産分割協議で、未払金債務30万円と葬式費用270万円の合計額300万円を妹Bが負担することにすれば、A及びBともに相続税の負担はない。

以上のように、遺産分割の方法により相続税負担の有無・大小といったこともあり、また、被相続人の銀行借入金をどの相続人が負担する（引き受ける）かということについては金融機関の同意も必要であることから、なかなか思い通りにはいかないのが相続と心得ておくべきであろう。

社会医療法人財団 石心会
第二川崎幸クリニック

乳がんのお話　～年齢や症状に合った乳がん検診を～

第二川崎幸クリニック
乳腺科常勤医師
乳腺専門医師
木村 芙英（ふよう） 先生

日本外科学会専門医／日本乳癌学会専門医／
日本がん治療認定医機構がん治療認定医／
マンモグラフィー読影As認定医／
東京医科大学病院乳腺科兼任助教

乳がんになるピークは40代～60代

乳がんは女性がなるがんの中でもっとも患者数が多いがんとなっています。
特に日本では、乳がんになる方のピークは40代～60代にあります。
この年代の女性は社会や家庭において大切な役割を担っております。そのような忙しい方には、個々のライフスタイルと各々の乳がんの性質にあった個別化治療を親身になって提案し行っていきたいと考えています。

乳がんも早期発見が大切です

乳がんは早期発見により完治する可能性が高くなります。そのため、乳がん検診を定期的に受診することが大切です。
乳がん検診には、視触診からマンモグラフィや超音波（エコー）を用いた検診がありますが、ご年齢に合った検査方法を選択するのが良いと思います。

年齢に合った乳がん検診を

日本人においては40～60歳代に乳がんのピークを迎えます。そのため、40～65歳の女性にはマンモグラフィと超音波の併用の検診をお勧めいたします。
40歳未満の女性にも乳がんが発生することは稀ではありません。この年齢の方にはＸ線被曝のない超音波による検診をお勧めいたします。
65歳を超えますと乳腺が退縮し、マンモグラフィでも内部がよく観察できるようになります。65歳以上ではマンモグラフィ単独でもよろしいかと思います。ご自身の乳腺濃度にあった検診方法をご提案させていただきます。

心配な症状があればお気軽にご相談ください

乳がんは早期発見により完治する可能性が高い病気です。また、お仕事を続けながら治療されている患者さんは多くいらっしゃいます。
乳房について気になる事がある際はお気軽にご相談ください。

第二川崎幸クリニック　乳腺専門外来
受診予約 ☎：044-511-2112

午前 9:00～12:00
午後 14:00～16:30

社会医療法人財団 石心会
第二川崎幸クリニック
川崎市幸区都町39-1

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	木村 芙英	木村 芙英	廣中 愛		木村 芙英
午後	正村 滋＊1	正村 滋	廣中 愛	木村 芙英	木村 芙英
	木村 芙英＊2	木村 芙英			

＊1=第2･4週のみの診療です。/ ＊2=第1･3･5週のみの診療です。※ 赤字は女性医師です。

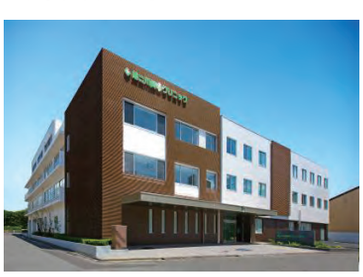

第34回川崎消防団ポンプ操法大会が開催されました！

平成２８年５月２２日（日）、川崎区富士見１丁目の日立オートモティブシステムズ株式会社　川崎事業所の敷地内で、第３４回川崎消防団ポンプ操法大会が開催されました。当日は天候に恵まれ、清々しい青空のもと、５つの分団から選ばれた精鋭各４名が、日頃の訓練の成果を発揮し合う熱い大会となりました。

各分団旗が集結した選手宣誓

優勝した第４分団による放水

消防団員募集中！　大切なまちや家族を守る　消防団は地域の力です

熱中症を予防して元気な夏を！

昨年、川崎市内では熱中症で３８４人の方が救急搬送されています。

これから夏に向けて熱中症になる人が増えてきますので、熱中症の予防ポイントをご紹介します。

熱中症を予防するポイント

※部屋の温度をこまめにチェック！
※室温２８℃を越えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう！
※のどが渇く前に水分補給！
※のどが渇かなくてもこまめに水分補給！
※外出の際は体を締めつけない涼しい服装で、日よけ対策も忘れずに！
※無理をせず適度に休憩を！
※日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを！

こんな時はためらわずに救急車を呼びましょう！

✚自分で水分が飲めなかったり、脱力感や倦怠感が強く、動けない場合
✚意識がない（おかしい）、全身にけいれんがあるなどの症状を発見した場合

【お問い合わせは　川崎消防署　０４４－２２３－０１１９まで】

ぶらり地元散策 その2 東海道寺院めぐり

前回に続き、地元をぶらりと散策しようと資料に目をやると、どうやら川崎駅周辺から国道15号線の約2.5ｋｍの区域には８か所の寺院があるようです。

さてさて、今回は東海道周辺を巡ってみました。まずは京急川崎駅周辺からのスタートです。

1 洞宗瑞龍山宗三寺

＜釈迦牟尼仏が本尊＞

創建年代は不詳ですが、鎌倉時代にあった禅宗勝福寺を起源とするものと伝えられています。

川崎区砂子１-４-３

2 浄土宗専修山一行寺

＜京急線路沿の門を入った閻魔堂＞

寛永８（1631）年に創建したといいます。

川崎区本町１-１-５

3 真言宗智山派瑠璃光山真福寺

＜国道沿を入った地蔵堂＞

江戸時代に薬師信仰で栄えた寺でしたが、多摩川のあいつぐ氾濫により、戦後、久根崎から現在の堀之内に移ったそうです。

川崎区堀之内町11ー７

4 天台宗臨海山久遠寺

＜稲毛神社の真裏に位置する大木と庭園＞

什心法印（慶長元年1596年寂）が開山となり創建したといいます。

川崎区宮本町５-５

5 天台宗日王山幸福寺

＜市役所本庁舎裏にあるゆったりとした境内＞

創建年代は不詳ですが、瓣井法印（慶長６年1602年寂）の名が過去帳に残されていたといいます。

川崎区宮本町２-21

6 天台宗観光院 信州善光寺関東別院

＜仲見世通り繁華街の中に位置するも入門出来ず＞

観行院の創建年代等は不詳ながら慈覚大師の開基だといいます。

川崎区砂子２-５-２

⑦ 浄土宗金砂山大徳寺

＜仲見世通りの駅を背にした右側にありビルに囲まれている＞

深譽（延宝3年1675年寂）が開山となり創建したといいます。

川崎区砂子２-８-４

⑧ 浄土宗一乗山教安寺

＜一乗会館の向かいに位置し唯一の鐘楼あり＞

教安寺の創建年代等は不詳ながら教安が開山となり創建したといいます。

川崎区小川町６-２

いかがだったでしょうか。

以上順番通りに参拝すると約２時間の散策ですが、日頃よく歩く界隈にも由緒ある寺院が多くあることを改めて知ることになります。

また『砂子の里資料館〔日祝休〕』と『東海道かわさき宿交流館〔月曜休〕』は旧東海道沿いにあり一見の価値があります。

４時頃から散策し、６時頃には仲見世通りやチネチッタ辺りの立ち呑み店で「人生は日々これ反省」とばかりにお釈迦様、観音様に思いをはせてみるのも宜しいかと。

しかし２杯目を口にするころには仏ごころも何処へやら。

場所柄もあるので、呑み過ぎと財布の中身にはご注意を。

散策人：当会役員「Ｓ」　資料参考サイト：「猫のあしあと」

7つの間違い探し

＊右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つかりますかな？（答えは16頁にあります）

[作者紹介]

神谷一郎（かみや・いちろう）　イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第４回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。

4/26(火) 平成28年度　第１回理事会

会　場：川崎日航ホテル
第１号議案　平成27年度事業報告（案）承認の件
第２号議案　平成27年度収支決算報告承認の件
第３号議案　会費規程の一部変更の件
第４号議案　会館建設（事業用マンション）に関する経過について
第５号議案　報告事項
　　全法連・県連会長感謝状受賞者並びに会員増強表彰者

5/17(火) 源泉部会報告会

会　場：サンピアンかわさき
議　案：平成27年度事業報告承認の件
　　平成27年度収支決算報告承認の件
　　平成28年度事業計画案承認の件
　　平成28年度収支予算案承認の件

また、報告会の中で27年度研修会に多く参加された方への皆勤賞及び精勤賞の授与が行われ、対象者への授賞式も行われました。

5/16(月) 青年部会報告会及び研修会

会　場：サンピアンかわさき
議　案：平成27年度事業報告承認の件
　　平成27年度収支決算報告承認の件
　　平成28年度事業計画案承認の件
　　平成28年度収支予算案承認の件
研修会：「お酒（日本酒）のはなし」
講　師：川崎南税務署　法人課税第１部門
　　勝田　久義　統括官

5/27(金) 女性部会報告会

会　場：サンピアンかわさき

4/18(月)～10日間 初級簿記講習会

会　場：川崎市産業振興会館
講　師：東京地方税理士会　川崎南支部
　　橋本　光志　先生

間違い探しの答：①松　②隈（中央）　③升柄（右）　④刀の長さ　⑤影　⑥袴：平緒（タレ）の長さ　⑦髪の毛（上中央）

5/24(火) 社員研修講座　「正しい日本語の接客術」

会　場：川崎市産業振興会館
講　師：CSコンサルタント・トレーナー
　　オフィスローラ代表　花田　恵美　氏

受講者の声…
「今までのセミナーで一番わかりやすく楽しく聞けました。」
「自分が間違って使ってしまっていた日本語を改めて直して使っていこうという気持ちになりました。」
「あいまいになっていた言葉使いがわかって良かったです。」
「分かり易く楽しいセミナーでした。早速、実践していきます。」
「日頃の接客に対する反省点などが見つかり、大変勉強になりました。楽しい研修会、有難うございました。」

4/12(火) 源泉部会研修会

会　場：川崎南税務署５階　会議室
研修会：「源泉徴収事務（基本編）」
講　師：川崎南税務署 法人課税第２部門
　　大野　勇実　上席国税調査官

4/21(木) 5/19(木) 決算法人説明会

会　場：川崎南税務署５階　会議室
講　師：東京地方税理士会　担当税理士
　　川崎南税務署　担当官

5/26(木) 新設法人説明会

会　場：川崎南税務署５階　会議室
講　師：東京地方税理士会　担当税理士
　　川崎南税務署　担当官

5/13(金) 日帰りバス研修旅行

春の南房総　海鮮浜焼き＆びわ狩り食べ放題

平成28年度自衛官募集のおしらせ

募集期間　２８年７月１日～９月８日まで
募集種目　自衛官候補生
　　一般曹候補生
　　航空学生
入隊時期　２９年３月下旬から４月上旬予定
細部は川崎出張所までお問い合わせください

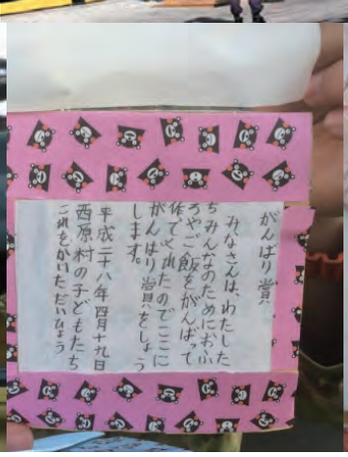

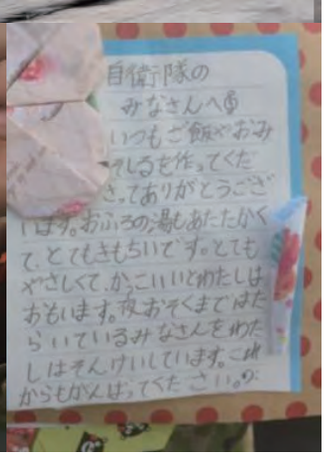

平成２８年熊本地震における災害派遣

もしもの時のために
あなたの力を貸してください

川崎市役所通り沿い　稲毛公園となり　三陽会館ビル3階
自衛隊神奈川地方協力本部
川崎出張所
電話：044－244－5449　資料請求はこちらから！

新入会員のご紹介

（平成28年４月１日～平成28年５月31日）

支部名	法　人　名	代　表　者	所　在　地	業　　種	紹　介　者
東	キタノエンジニアリング㈱	北　野　和　夫	旭町２-26-６	非　破　壊　検　査	㈱一　　心　　屋
東	㈲浪速サッシュ販売	志　村　秀　孝	川中島１-22-19	サッシ販売、製造、取付、修理	菊　三　建　設㈱
幸	㈱プ　ラ　マ　ー	横　山　　誠	古川町190-１	水　道　工　事　業	ＡＩＵ損害保険㈱
南	㈱小　　貫　　組	小　貫　雄　也	大島４-１-13	建　　設　　業	ＡＩＵ損害保険㈱
幸	㈱ジ　ュ　ー　ク	澤　田　美　智	南加瀬２-29-30-101	建　設　工　事	㈱だるま保険企画
南	㈱アイフィニティ	齋　藤　保　則	浜町２-９-14	デジタルサイネージ機器、ＯＡ機器販売	㈱ツインズシステム
幸	㈲バ　ー　ド　び　あ	丹　波　亜　希	中幸町４-43-１-102	不動産業、建築修繕	大同生命保険㈱

賛助会員	田　中　史　明	川崎区藤崎１-23-15-401	ＡＩＵ損害保険㈱
賛助会員	宮　　洋世紀	川崎区宮前町12-５　マリンハイツ宮前302	大同生命保険㈱

川崎南法人会　主要事業予定

28年7月

1日（金）
●決算法人説明会
講　師：川崎南税務署担当官　他
会　場：川崎南税務署
時　間：13：30～16：30

6日（水）
●第２回　広報委員会
会　場：味の鶴岡
時　間：16：30～17：30

7日（木）
●中央支部　正副支部長会
会　場：大沼
時　間：17：30～18：30

8日（金）
●第２回　事業研修委員会
会場：教育文化会館
時間：16：30～17：30

12日（火）
●南支部合同　正副支部長会
会　場：昭和電工　大島クラブ
時　間：17：00～18：00

13日（水）
●第１回　組織委員会
会　場：教育文化会館
時　間：14：00～15：00

14日（木）
●青年部会　税務研修会
会　場：サンピアンかわさき
時　間：17：30～19：00
テーマ：「法人税調査の着眼点＋経営へのヒント」
講　師：東京地方税理士会
　　宮下　裕行　氏

15日（金）
●東支部合同　正副支部長会
会　場：煌蘭
時　間：18：00～19：00

20日（水）
●女性部会　役員会
会　場：サンピアンかわさき
時　間：13：00～14：00

23日（土）
●県連主催「成長の森」下草刈
場　所：南足柄市内山

26日（火）
●租税教室＆映画鑑賞会
会　場：サンピアンかわさき
１　部：租税教室
時　間：13：00～13：45
２　部：映画鑑賞会（ミニオンズ）
時　間：14：00～15：30

27日（水）
●新設法人説明会
講　師：川崎南税務署担当官　他
会　場：川崎南税務署
時　間：13：30～16：00

8月

4日（木）
●決算法人説明会
講　師：川崎南税務署担当官　他
会　場：川崎南税務署
時　間：13：30～16：30

20日（土）～21日（日）
●第23回 かわさきロボット競技大会
会　場：川崎市産業振興会館
予　選：20日（土）　8：00～18：00
決　勝：21日（日）　8：30～18：00

22日（月）
●源泉部会　役員会
会　場：サンピアンかわさき
時　間：14：00～15：00

22日（月）
●源泉部会　研修会・講演会
会　場：サンピアンかわさき
時　間：15：00～17：30

26日（金）
●女性部会　税務研修会
会　場：サンピアンかわさき
時　間：16：30～17：30

生活習慣病健診のお知らせ…

平成28年　法人会秋の生活習慣病健診の日程が決まりました。

健診日：平成28年９月13日(火)・14日(水)２日間（受付時間9：30～11：00）
場　所：川崎市産業振興会館　幸区堀川町66－20
詳細は後日、会員様に郵送してご案内いたします。
まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。

● 税務無料相談 ●

相　談　日
毎週火曜日　午後１時～３時
７月の相談日／ 12日㈫、19日㈫
８月の相談日／ 23日㈫、30日㈫
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場　所
公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15　パールビル3F（宮前町バス停前）

● 法律無料相談 ●

相　談　日
ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場　所
横浜綜合法律事務所
横浜市中区日本大通り 横浜情報文化センター11F
相談については事前に事務局までご連絡ください。
（☎ 044-233-4852）

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの
手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用※できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」
を利用して申告書等を作成すれば、
時間を選ばず自宅で手続が行えます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

- 添付書類の提出省略(注)
- 還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ　イータックス　検索
www.e-tax.nta.go.jp

公益社団法人 川崎南法人会々員証

この会員シールを切り取って、法人税確定申告書の別表１の「欄外左下余白」に貼付してください。

e-Tax ご利用の場合は、「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に（公社）川崎南法人会と入力してください。